

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 蘭佑会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人

☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市下西山町2番2号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成9年2月17日

(4) 設立登記年月日 平成9年2月28日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	濱辺 淳一	濱辺外科クリニック 院長
理 事	濱辺 晴美	
同	濱辺 静江	
同	山田 由香里	
同	浜辺 俊一	
同	許田 明	介護老人保健施設 ダイヤランド崎望館 管理者
同	大垣 貴義	
監 事	森田 泰	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	濱辺外科クリニック	長崎県長崎市下西山町2-2 コード: 4210164028	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設	ダイヤランド崎望館	長崎県長崎市ダイヤランド3丁目31番地 コード: 4250180082	入所定員 75名 通所定員 40名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護事業 介護予防事業	長崎県長崎市ダイヤランド3丁目31番地	
長崎市南部地域包括支援センター 【長崎市から委託を受けて管理】	長崎県長崎市布巻町111番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月20日 令和4年度決算の決定
令和 年 月 日 定款の変更
令和 年 月 日 社員の入社及び除名
令和 年 月 日 理事、監事の選任、辞任の承認
令和 年 月 日 平成 年度の事業計画及び収支予算の決定
" 平成 年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日 病院開設許可（平成 年開院予定）
令和 年 月 日 診療所開設
令和 年 月 日 訪問看護ステーション開設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
令和 年 月 日 小児救急医療拠点病院
令和 年 月 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 3-2

法人名 医療法人 蘭佑会

所在地 長崎県長崎市下山町2番2号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	116,172	I 流 動 負 債	23,709
現金及び預金	37,236	支払手形	
事業未収金	74,448	買掛金	5,321
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	2,076	未払金	8,941
前渡金		未払費用	
前払費用	1,035	未払法人税等	141
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	1,377	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	175,554	前受金	7,639
1 有形固定資産	167,140	預り金	1,667
建物	145,225	前受収益	
構築物		引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	
その他の器械備品	21,878	II 固 定 負 債	21,270
車両及び船舶	37	医療機関債	
土地		長期借入金	21,270
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		引当金	
2 無形固定資産	1,540	その他の固定負債	
借地権		負債合計	44,979
ソフトウェア		純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	1,540	科 目	金 額
3 その他の資産	6,874	I 資 本 金	8,000
有価証券	12	II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利 益 剰 余 金	
役職員等長期貸付金		積立金	
長期前払費用		繰越利益剰余金	238,747
繰延税金資産		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	6,862	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	291,726	純資産合計	246,747
		負債・純資産合計	291,726

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 蘭佑会
所在地 長崎県長崎市下西山町2番2号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	481,632
2 事業費用	522,351
本来業務事業利益	△ 40,719
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	45,208
2 事業費用	44,665
附帯業務事業利益	543
事業利益	△ 40,176
II 事業外収益	4,540
III 事業外費用	1
経常利益	△ 35,637
IV 特別利益	0
V 特別損失	
税引前当期純利益	△ 35,637
法人税等	141
当期純利益	△ 35,778

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 蘭佑会
所在地 長崎県長崎市下西山町2番2号

※医療法人整理番号

財産目録
(令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額	291,726	千円
2. 負 債 額	44,979	千円
3. 純 資 産 額	246,747	千円

(内 訳) (単位：千円)

分	金 額
A 流 動 資 産	116,172
B 固 定 資 産	175,554
C 資 産 合 計 (A + B)	291,726
D 負 債 合 計	44,979
E 純 資 産 (C - D)	246,747

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 蘭佑会

理事長 濱辺 淳一 殿

私(注1)は、医療法人蘭佑会の令和5会計年度(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年11月20日

医療法人 蘭佑会

監事 森田 泰

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。